

横浜市西区にお住いの皆さまへお願い

# 訴訟をほのめかすハガキ

が届いても、

相手にしない！

NO

電話しない！



西区内では、「法務省管轄支局」や「民事訴訟管理センター」などをかたり、ハガキで裁判や差し押さえを通告して、金銭を要求する架空請求詐欺が急増しています。



不安をあおるような文面で、ハガキを送ってきます。  
絶対に、相手にしてはいけません。電話もしないでください。  
不利益をこうむることはありませんので、無視してください。



金銭を要求されても、絶対に、支払いに応じてはいけません。



正式な訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で  
直接手渡すことが原則となっています。  
郵便受けに投函されることや、ハガキで送られることはありません。

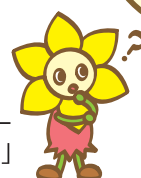


このようなハガキが届いたら、落ち着いて、  
戸部警察署に連絡、相談しましょう。

戸部警察署 045-324-0110

西区内でも、実際にハガキが  
送りつけられています。  
どんな内容なのでしょう？

西区のマスコットキャラクター  
「にしまろちゃん」



裏面でチェック！



# 西区内で、実際に届いたハガキから、特徴をみてみましょう！

## その1

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(〇)〇〇〇

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談にしましては、当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号  
消費者相談窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
受付時間 9:00~18:00(日・祝を除く)



法律用語（民事訴訟、訴状、差し押さえ、最終通告など）の脅し文句が並んでいます。



直近の「取り下げ期日」までに「相談窓口番号」への電話相談をせきたてます。

法務省などの公的機関を装っています。記載されている番号に電話すると、「弁護士」や「訴訟の相手方」などが登場し、強引に支払いを要求してきます。

【参照】横浜市消費生活総合センターHP

## その2

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号(〇)〇〇〇

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から、契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付営業時間(日、祝は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター  
〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番地〇号



ハガキに記載された電話番号には、絶対に電話しない！



このようなハガキが自宅に届いたら、次の機関に相談しましょう！

☎ 戸部警察署  
045-324-0110 (代表)

☎ 横浜市消費生活総合センター  
188 または  
045-845-6666